

Withコロナに向けた今後の方針

令和4年9月26日

京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

京都府内の感染状況は、現在も新たな陽性者の発生は続いています。新規陽性者数は減少傾向となっています。

国においては、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立を、より強固なものとしたWithコロナに向けた新たな段階に移行することとし、全数届出の見直しが9月26日から全国一斉にスタートしました。

これらの状況をふまえて、京丹波町では、京都府が示した「Withコロナに向けた新たな段階への移行」に準じて、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施しますので、町民の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いします。

◆ 取組期間

9月26日（月）から

◆ 基本的な感染防止対策の徹底

一人ひとりが「自分が感染しない」「ほかの人に感染させない」「感染をひろげない」を常に意識して行動してください。

(1) 基本的な感染防止対策の継続

- ・ 3つの基本（①正しいマスクの着用、②こまめな手洗い、③外出先での手指消毒設備の活用）を心がけてください。
- ・ 室内では、適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気を心がけてください。
- ・ 人と人との身体的距離を確保し、大声での会話など感染リスクの高い行動を控えてください。

(2) 正しいマスクの着用を

- ・ 屋外でも、身体的距離が確保できず、会話を行う場合は、マスクを着用してください。
- ・ 屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。

★ マスク着用の考え方

	身体的距離が確保できる (2m以上を目安)		身体的距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を行う	着用を推奨	必要なし	着用を推奨	着用を推奨
会話をほとんど行わない	必要なし	必要なし	着用を推奨	必要なし

※屋内とは、外気の流入が妨げられる、建物の中、公共交通機関の中などをいいます。

※特に高温時については、熱中症予防の観点から、屋外の「必要なし」場面では、マスクを外すことを推奨します。

※高齢者等との面会時や、病院内などで重症化リスクの高い方と接する場合には、マスクの着用を推奨します。

(3) 体調不良を感じたら医療機関に相談を

- ・毎朝の検温等による体調管理を行い、発熱やせき等の症状がある場合は、医療機関に相談、受診してください。夜間や医療機関が休みの時は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」へ相談してください。

※ きょうと新型コロナ医療相談センター 電話：075-414-5487

- ・体調に不安がある時は、家族を含めて外出を控えてください。

(4) 外出時は感染リスクを避けて慎重に行動を

- ・旅行や帰省に伴う移動や、多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践など、感染リスクを回避する行動をとってください。

(5) 飲食機会での感染対策

- ・適切な感染対策が講じられている店（認証店）を利用してください。

※ 認証店： アクリル板の設置や適切な換気など、京都府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店

- ・会話の時はマスクを着用してください。
- ・店内では大声で話さないようにしてください。
- ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにしてください。

(6) ワクチン接種について

- ・ワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください。
- ・子どもの感染が広がっています。5才以上の子どもについても、接種を家族で検討してください。
- ・オミクロン株対応ワクチンの接種が始まりますので、今後の町からのお知らせに留意してください。

◆ 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐために

(1) 高齢者等への感染を防ぐために

高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面・場所への外出を控えるなど、特に注意してください。

(2) 医療機関・高齢者施設等で感染を拡げないために

医療機関、高齢者施設等での感染拡大を防ぐため、オンラインでの面会など各施設で決められた感染対策のルールを守ってください。

◆ 感染拡大・重症化を防ぐために

全数届出の見直しは、9月26日から全国一斉にスタートします。
療養体制の新たな対応の概要については次のとおりです。

① ^ウ ^ィ ^ツ ^ズ With コロナに向けた療養体制の考え方

- ・発生届の対象となる4類型の方（高齢者等の重症化リスクのある方等）に対しては、保健所がこれまでどおりの健康観察を実施
- ・発生届対象外の方の症状悪化時の対応や、発生届対象者を含む自宅療養の方の支援を行うため「京都府健康フォローアップセンター」を設置

※ 京都府健康フォローアップセンターの役割

健康相談、宿泊療養の受付

生活支援物資の送付・パルスオキシメーターの貸出

② 発生届対象者の変更

患者の発生届の対象者を、次の4類型に限定

【4類型】

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要な方、または重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・妊婦

③ 感染者数の把握について

感染者の年代別全数把握を継続

療養体制の新たな対応をふまえて、自宅療養される方は、以下のことについて留意してください。

(1) 感染を拡げないために

- ・自宅療養中は外出をせず、同居の方がおられる場合は、生活空間を極力分けてください。
- ・症状の軽快後24時間が経過した方や無症状の方は、食料品の買い出しなど必要最低限の外出が出来ますが、マスクの着用や公共交通機関を利用しないこと、短時間で済ますことなどにより、感染対策を徹底してください。
- ・療養期間が終了しても、発症から10日間は感染対策の徹底と、感染リスクが高い場面、場所への外出の自粛をお願いします。

(2) 重症化を防ぐために

自宅療養中に症状が悪化した時は、発生届対象の方は保健所に、発生届対象外の方は「京都府健康フォローアップセンター」にご相談ください。

※ 京都府健康フォローアップセンター 電話：075-708-2439

◆ 社会経済活動と両立するために

(1) 職場における感染予防の徹底

- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等により、職場や通勤中での人との接触の低減に取り組んでください。
- ・従業員等に対する出勤時の検温等の体調管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は勤務させないとともに、医療機関へ相談するよう指導してください。
- ・職場の感染対策を再点検し、特に居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での注意喚起を徹底してください。

(2) 役場の勤務体制について

事業者様への要請事項「(1) 職場における感染予防の徹底」と同様の取り組みを行うなど、感染症対策を実施します。

(3) 町主催の会議等について

町が主催する会議等については、必要最小限の規模、時間により、感染予防対策を講じた上で開催します。

(4) 町立学校等の対応について

学校等〔こども園、小学校、中学校、のびのび児童クラブ〕における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、徹底した感染予防対策を講じた上で活動を継続します。

(5) 催物（イベント等）における感染を防ぐために

- ・開催規模に関わらず、業種別ガイドラインに基づく入場整理等の感染防止対策を徹底してください。
- ・同一のイベント等において、「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分した場合、エリア毎に収容定員を設定して開催することも可能です。

【 収容定員の要件 】

施設の規模 大声の有無	収容定員 5,000 人以下	収容定員 5,000 人超～10,000 人	収容定員 10,000 人超
大声なしのイベント	収容定員まで 入場可（注）	5,000 人まで 入場可（注）	収容定員の半分まで 入場可（注）
		「感染防止安全計画」を策定した場合は 収容定員まで入場可	
大声ありのイベント	収容定員の半分まで入場可（注）		

（注）感染防止チェックリストを作成し、ホームページ、SNS等で公表が必要